



第5章 経済的支援

1 手当関係

(1) 児童手当

児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。(請求した月の翌月分から支給されます。請求が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。)

★支給対象児童

中学校修了前(15歳到達以降最初の3月31日まで)

★手当の額(児童1人当たり・月額)

☆所得制限限度額未満

- ・ 0~3歳未満 15,000円(一律)
- ・ 3歳~小学校修了前 10,000円(第3子以降は、15,000円)
- ・ 中学生 10,000円(一律)

☆所得制限限度額以上

- (令和4年5月分まで(令和4年6月支給分まで))
- ・ 所得制限限度額以上 5,000円(一律)
- (令和4年6月分から(令和4年10月支給分から))
- ・ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満 5,000円(一律)
- ※所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

●問合せ：京都市子ども家庭支援課分室 ☎251-1123 (受付及び一般的な制度内容についてのお問合せは、区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所でも承ります。)

(2) 児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(詳細はP37第3章2「ひとり親家庭施策」1)②アを参照してください。)

(3) 特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父や

母、あるいは父母に代わって児童を育てている人に手当を支給することにより、その福祉の増進を図ることとしています。

★手当の額(月額)

- 子ども1人につき 1級障害の場合 53,700円
- 2級障害の場合 35,760円

*所得が一定以上ある場合は支給されません。

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の障害保健福祉課

(4) 障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害のある子どもに支給します。ただし、本人、その配偶者又は本人の扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、支給が停止されます。

★支給額 月額15,220円

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の障害保健福祉課

(5) 京都市高校進学・修学支援金

経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し、入学準備や学用品などの費用を助成します。

★支給対象及び支給額

☆入学支度金(新1年生のみ)

- ・ 生活保護受給世帯(私立高校進学に限る) 69,000円~110,000円
- ・ 市民税が課税されていない世帯 45,000円~178,000円

☆学用品購入等助成金

- 市民税が課税されていない世帯(生活保護受給世帯を除く) 144,000円まで
- ※同種の奨学金を受給される場合は、一部又は全額が支給されない場合があります。

●問合せ：京都市子ども家庭支援課分室 ☎251-1123 (受付及び一般的な制度内容についてのお問合せは、区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所でも承ります。)

2 医療費助成

(1) 子ども医療費支給制度

中学校3年生までの子どもに係る医療費について、健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額を助成します。(第1章4「医療に関する支援」(9)P11を参照してください。)

(2) ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭の母又は父子家庭の父と児童及び両親のいない児童などが、医療機関を受診された際に、窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を助成します。(第1章4「医療に関する支援」(8)P11を参照してください。)

(3) 重度心身障害者医療費支給制度

一定の障害のある方が、医療機関を受診された際に、窓口

で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を助成します。(第1章4「医療に関する支援」(7)P11を参照してください。)

(4) 自立支援医療(育成医療、精神通院医療)

身体及び精神に障害のある乳幼児、児童の当該障害に係る治療医療費の自己負担を軽減する制度です(ただし、一定所得以上の方は対象外となる場合があります。)

●問合せ：お住まいの区の区役所・支所(P64参照)の子どもはぐくみ室(育成医療)、障害保健福祉課(精神通院医療)

(5) 学童う歯対策事業

市内在住の小学生のむし歯治療に対し、健康保険の自己負担額を助成します。

●問合せ：京都市子ども家庭支援課学童う歯担当 ☎213-2994

